



鳥取県公報

令和3年1月22日（金）
第9268号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（25）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（26）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出（27）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（3件）（28～30）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（31）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・ 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西部薬局	米子市車尾四丁目13-24	令和2年12月1日

鳥取県告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鳥取県薬学総合センター西部薬局	米子市車尾四丁目13-24	令和2年11月30日

鳥取県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和2年12月7日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目8-21	令和2年12月10日

鳥取県告示第28号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字河谷759の1、760（次の図に示す部分に限る。）、763、764

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第29号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字山田字平ノ上565

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第30号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町豊栄字コウニゴ625、字アンデラ1224、1225、1226、1227の1、1227の2、1228

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第31号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年1月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和2年11月12日 鳥取県指令第202000206790号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字与七灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市車尾五丁目4-5
玉井 真奈美

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第1号

令和3年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年1月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和3年1月28日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
(1) 令和3年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について
(2) その他

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和3年1月22日から令和3年3月22日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和3年3月22日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正
島根県益田市下本郷町206-5
- 2 大規模店舗の名称

- (仮称) ジュンテンドー新浜村店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
鳥取市気高町勝見字郷谷口353ほか
 - 4 大規模店舗の用途
物販店舗
 - 5 大規模店舗の総床面積
3,430平方メートル
 - 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和3年5月20日
 - 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 医療機器 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年12月21日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社六濤
東京都文京区本郷三丁目14-3
- 5 契 約 金 額 219,835,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立厚生病院事務局経営課
倉吉市東昭和町150